

障害基礎年金等を受給しているひとり親のご家庭の皆さまへ 「児童扶養手当」が変わります

令和3年3月分(令和3年5月支払い)から手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

これまで、障害基礎年金等(※1)を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方(障害基礎年金等は受給していない方)(※2)は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

(※1)国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。

(※2)遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金3級のみを受給している方。

支給制限に関する所得の算定が変わります

児童扶養手当制度には、受給資格者(母子家庭の母など)と受給資格者と生計を同じくする民法上の扶養義務者(子どもの祖父母など)などについて、それぞれ前年の所得に応じて支給を制限する取り扱い(※3)があります。

令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等(※4)が含まれます。

(※3)支給制限の額は、扶養親族の数などによって異なります。

(※4)障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。

手当月額(児童1人の場合)

43,160円～10,180円

2人目の児童に対しては10,190円～5,100円が加算、3人目以降の児童に対しては1人につき6,110円～3,060円が加算されます。(受給者の所得により決定します。)

手当の申請

既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要です。それ以外の方は、児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。必要な書類についてはお問い合わせください。

支給開始月

通常、手当の申請は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日(水)までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

問合せ先 子育て支援課 ☎444・3173 FAX443・3555

巡回バスニュース

【利用状況】

	運行日数	北部巡回ルート		南部巡回ルート		東部巡回ルート		計
		左回り	右回り	左回り	右回り	左回り	右回り	
令和2年12月	13	95人	91人	128人	142人	26人	24人	506人
累計(平成29年10月31日～)	495	4,495人	3,600人	4,692人	5,910人	1,627人	1,797人	22,121人

【あま市巡回バスの無料乗車券について】

75歳以上、障がい者、運転免許証返納者を対象とした、あま市巡回バスの無料乗車券は、2021年3月31日が有効期限となっております。既にお手元に無料乗車券をお持ちの方は、新たな無料乗車券を随時発送いたします。4月以降は、新たな無料乗車券をご利用ください。

問合せ先 企画政策課 ☎444・1712 FAX444・0982